

--	--

要 求

10. 9. 30.

東京製線株式會社.

1. 倉庫及洗面所ノ設置ニ付.
2. 退職手当及解雇手当制ヲ設ケル.

1/4年以上 20日分.

以上1/4月毎 = 2日分増.

解雇手当.

6ヶ月未満 日給 30日分.

以上1/4月毎 = 3日分増.

3. 従前ノ手当ヲ支給シ直ニ日給5割増, 7.
4. 此事件ニ付テ解雇者ヲ出スル.

解 決 案

10. 9. 30.

1. 2. 同手当制定ノ件.
- 退職手当.

1/4年以上者 日給 10日分.

以上1/4月毎 = 1日分計算.

解雇手当.

6ヶ月未満 日給 15日分.

6ヶ月以上1/4月毎 = 1日半分増.

3. 現在支給スル賃金ニ于テ金額ノ加算ニ依リ額ノ割5分増ヲ以下.
- 但、不都合ノ行為ニ因リ解雇“此限ノ外”。